

議案第3号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和3年4月1日から押印の見直しを全庁的に実施し、市民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（木津川市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 木津川市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（平成19年木津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

（木津川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第2条 木津川市固定資産評価審査委員会条例（平成19年木津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第10条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第11条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第12条第2項及び第15条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

（木津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第3条 木津川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年木津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第3号）

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

木津川市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

（新）

本則（略）

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

（旧）

本則（略）

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

木津川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

（新）

第1条～第6条（略）

（審査の申出）

第7条（略）

2・3（略）

4・5（略）

第8条・第9条（略）

（審査申出人の口頭による意見陳述）

第10条（略）

2（略）

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

（旧）

第1条～第6条（略）

（審査の申出）

第7条（略）

2・3（略）

4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社
団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選した
ときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）
が押印しなければならない。

5・6（略）

第8条・第9条（略）

（審査申出人の口頭による意見陳述）

第10条（略）

2（略）

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(口頭審理)

第11条 (略)

2~4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

(1) ~ (3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1) ~ (5) (略)

(実地調査)

第12条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(1) ~ (3) (略)

(口頭審理)

第11条 (略)

2~4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
い。

(1) ~ (5) (略)

(実地調査)

第12条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
い。

(1) ~ (4) (略)

第13条・第14条 (略)

(議事についての調書)

第15条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(1)～(4) (略)

第16条～第19条 (略)

第13条・第14条 (略)

(議事についての調書)

第15条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) (略)

第16条～第19条 (略)

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第3条関係）

（新）

本則（略）

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

木津川市議会議長

様

会派名

代表者名

年度政務活動費に係る収支報告について

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙（略）

（旧）

本則（略）

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

木津川市議会議長

様

会派名

代表者名

㊟

年度政務活動費に係る収支報告について

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙（略）

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

木津川市議会議長

様

木津川市議会議員

年度政務活動費に係る収支報告について

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙 （略）

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

木津川市議会議長

様

木津川市議会議員

㊟

年度政務活動費に係る収支報告について

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙 （略）

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第3号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
担当課	総務課 行政係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において、書面規制、押印、対面規制の見直しの結果及び今後の取組がとりまとめられました。</p> <p>本市においても押印の見直しを全庁的に推進し、市民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知） ・調整会議（11月17日）、政策会議（11月25日）において押印の見直しの全庁的な推進を決定 ・課内、関係課と協議・検討を行い、改正案を策定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	16 情報
	施策	① 情報公開 イ. 文書事務・保存の適正化
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>行政手続において押印の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、木津川市スマート化宣言の取組として市民の負担軽減につながるとともに業務そのものの見直しや効率化を図ることができ、行政サービスの効果的かつ効率的な提供を期待できます。</p>	